

## 犯罪被害に遭われた方をみんなで支えるために

### 1 沖縄県犯罪被害者等支援条例の制定

県、市町村、民間支援団体、関係機関、県民及び事業者の相互の連携協力の下、県全体で犯罪被害者やそのご家族・ご遺族を支え、誰もが安心して暮らすことができる社会を実現するため、令和4年7月に「沖縄県犯罪被害者等支援条例」を制定しました。

\*「犯罪被害者等」とは、犯罪等の被害に遭われた方、そのご家族・ご遺族をいいます。



### 2 犯罪被害に遭うと…

犯罪被害はごく普通の日常の中で起こり、テレビや新聞等で報道されない事件も少なくありません。犯罪被害に遭われた方々は、犯罪そのものにより心身の被害を受けるだけでなく、その後も毎日の生活を続ける中で様々な問題に悩み苦しんでいます。

#### 犯罪被害者等が抱える問題

##### 心身の不調

- ・不眠、食欲不振、めまい
- ・感情等のマヒ、恐怖、怒り、不安
- ・集中力や記憶力の低下

##### 生活上の問題

- ・医療費、転居費、訴訟費用等の経済的負担
- ・仕事、学業、家事・育児の困難
- ・再被害への不安

##### 二次的被害

- ・心ないうわさ話、興味本位な質問
- ・インターネット等での誹謗中傷
- ・過剰な取材や報道

##### 捜査や裁判に伴う負担

- ・事件等の辛い体験を繰り返し説明
- ・捜査・裁判に費やす時間や労力



### 3 周囲の皆さまの理解と配慮が大切です

犯罪被害に遭われた方々に寄り添う気持ちと行動が、「二次的被害」を防ぎます。

#### 県民の皆さまにできること

- 挨拶など普段どおりに接する
- 困っていることがないか声をかける
- 相談窓口を紹介する

#### 事業者の皆さまにできること

- 犯罪被害者等となった従業員への休暇取得（通院、捜査・裁判等）や勤務調整等の配慮
- 犯罪被害者等に配慮した取材活動や報道

ひとりで悩んでいませんか？  
まずはご相談ください

沖縄県犯罪被害者等支援総合窓口  
**098-866-4115**

月曜日～金曜日 9:00～17:00  
(祝日、年末年始、慰霊の日を除く)



犯罪被害者等支援  
シンボルマーク  
「ギョッとちゃん」

11月25日～12月1日は  
**犯罪被害者週間**です

沖縄県公式  
HP・被害者  
支援ページ



問い合わせ

消費・くらし安全課

電話:098-866-2187

FAX:098-866-2789

広告

知っていますか？  
自分の最低賃金。

沖縄県は**853円**  
使用者も、労働者も、必ず確認。最低賃金

